

京 都 産 官 学 連 携 本 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 本部に、副本部長を置く。</p> <p>2 副本部長は、本学の教職員のうちから、本部長が指名し、総長が委嘱する。</p> <p>3 副本部長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u>ただし、指名する本部長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p><u>4</u> 副本部長は、本学の産官学連携活動の推進等について、本部長を補佐し、適切な助言を行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 } 2 } (同 左)</p> <p>3 副本部長の任期は、<u>2年の範囲内で総長が定める。</u>ただし、指名する本部長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p><u>4</u> 副本部長は、再任されることがある。</p> <p><u>5</u> (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>